

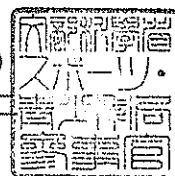


26ス参体第7号
平成26年6月20日

各都道府県教育委員会学校体育主管課長
各都道府県教育委員会幼児教育担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省スポーツ・青少年局参事官(体育・青少年スポーツ担当)

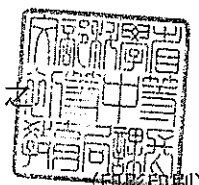
宮内 健二



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

蝦名 喜之



(印影印刷)

幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故及び水泳等の
事故防止について (通知)

水泳等の事故防止については、「水泳等の事故防止について (通知)」(平成26年5月9日 26文科ス第119号)にて安全管理、事故防止の取組をお願いしてきたところですが、このたび、幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故の発生原因や再発防止のため講ずべき施策等について検討していた消費者庁消費者安全調査委員会による報告(以下「本報告」という。)(別紙1)が取りまとめられました。

については、幼稚園において、水を用いた遊びを行う場合には、上記通知及び本報告を踏まえ、幼児の特性から、幼児は転倒しやすく、浅いプールであっても溺れる可能性があること、動かず静かに溺れていることもあること、また、幼児が密集する中、水中で異常が発生すると発見しにくいということに十分な注意が必要であることを考慮しつつ、あらためて監視時間や範囲での空白が生じないように適切な監視・指導体制を確保すること、園内での事前の安全管理や事故防止の意識及び取組、事故発生時の救急措置等、安全管理、事故防止の取組を図られますようお願いいたします。

また、小学校等での水泳等の事故防止につきましても、本年度も小学校の水泳指導中に児童が死亡する事案が発生していること等から、特に小学校低学年の児童への水泳指導については本報告も参考にしつつ、あらためて各学校における事前の安全管理・事故防止の取組、水泳指導、プールでの活動の際の監視・指導体制、事故発生時の救急措置

等について御確認いただき、安全の確保を図られますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会学校体育主管課及び幼児教育担当課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（幼稚園を含む）に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校（幼稚園を含む）等に対し、国立大学法人学長においては関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社が設置する学校に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局参事官付

電話 03-5253-4111（代表） 内線 3776

別紙 1

消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故）（平成26年6月20日）（要旨）（抄）

溺水事故は、その性質上、重篤な結果に結び付くことが多い。幼稚園プールにおける溺水は、幼児の身近に存在するリスクであり、また、幼児は自身でリスクを回避することは困難であると考えられる。こうしたことから、調査委員会は事故原因の究明と再発防止が必要であると判断し、調査を行った。

<事故の概要>

神奈川県内の幼稚園（以下「当該幼稚園」という。）のプール活動中に、当該幼稚園の3歳の男児（以下「男児」という。）がうつぶせに浮いているのが発見された。男児は担任教諭によってすぐにプールから引き上げられ、近接のクリニック（園医）に運ばれた後、そこから救急搬送されたがまもなく死亡が確認された。

<原因>

本件事故については、映像記録など客観的な証拠がなく、また、関係者の口述からも、男児が溺水に至った直接的な原因を断定することはできなかった。しかし、男児の溺水が死亡につながった原因として、(1)プール活動中の園児の監視体制に空白が生じたために発見が遅れたこと、(2)当該幼稚園において、一刻を争うような緊急事態への備えが十分ではなく必要な救命処置を迅速に行えなかったことが可能性として考えられる。

(1)監視体制に空白を生じさせた要因として、次の2点が考えられる。

- ① 当該幼稚園において、多くの集中力を要する監視業務と指導業務を、同時に一人の教諭が行うこととされていたこと。
- ② 事故当日のスケジュールの遅れや変更に伴う時間的な切迫及び遊具整理という追加業務の発生が、当該幼稚園の指導方針を日頃負担に感じていた担任教諭の焦りを増幅させたことが、監視へ向ける集中力の低下につながった可能性が考えられること。

上記①、②の背景要因としては、プール活動等を行う際は幼児の安全を最優先するという認識の共有がなされておらず、事故の未然防止に関する事前教育が十分なものではなかった可能性、また、経験の少ない新任教諭に対する業務の配分などの配慮が不足していた可能性が考えられる。

(2)当該幼稚園の緊急対応としては、園児がけがをしたなどの場合には事務所へ運ぶという共通認識があったものの、救命処置を適切に行うことができる教職員はおらず、プールで溺水事故が発生した場合等の緊急時の対応について文書で取りまとめたものはなかった。このように、日常的に経験することが少ない一刻を争うような緊急事態に対する備えが十分でなかったと考えられる。

<意見>

幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な体験となる。調査委員会は、次の対策を求めるが、これは幼稚園、保育所及び認定子ども園（以下「幼稚園等」という。）におけるプール活動や水遊びの活動が委縮すること望んでいるものではない。むしろ、幼児

が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考え
る。

1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等でのプール活動・水遊びに関し、次の(1)及び(2)の措置を講じるよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼稚園等に対して周知徹底を図る。また、既にこれらの取組を行っている幼稚園等に対しては、再度、周知徹底を図る。
 - ① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
 - ② 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる教職員に対して、幼児のプール活動・水遊びの監視を行う場合に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。
 - ③ 教職員に対して、心肺蘇生(そせい)を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。
 - (2) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、幼児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。
2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して事故情報の共有を図るべきである。
3. 文部科学省は、幼稚園等における具体的な取組が推進されるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの知見を活用することなどにより、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について情報提供を行うべきである。
4. 文部科学省は、上記1. から3. の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。

※本報告書全文は消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>) に掲載。

(参考)

学校における水泳指導、プール活動の際の参考資料

- 「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省・国土交通省策定)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm)
- 「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月文部科学省)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm)
- 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月文部科学省)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- 小学校体育(運動領域)デジタル教材(低学年・中学年・高学年)(平成26年3月文部科学省)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330884.htm)
- 学校における水泳事故防止必携(新訂二版)(平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
(http://www.jpnsport.go.jp/enzen/enzen_school/taisaku/swim/tabid/115/Default.aspx)